

A I カメラを用いた駐車場利用状況可視化業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本市では、デジタル技術を活用して地域課題の解決に取り組む「スマートチャレンジくれ」の取組の一環として、駐車場の利用状況を可視化し、市民や来訪者の利便性向上を図る取組を進めることとしている。

本業務は、その実証事業として実施するものであり、得られた成果を踏まえ、今後の本格的な導入や他の駐車場への展開等について検討するものである。

本実施要領は、A I カメラを用いた駐車場利用状況可視化業務（以下「本業務」という。）の目的及び内容に最も適した業者を選定するためのプロポーザルを実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

A I カメラを用いた駐車場利用状況可視化業務

(2) 業務実施場所

呉市宝町1番10号（呉駅西駐車場）ほか

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

ア システム構築期間

契約締結の日から2か月程度

イ 運用・保守期間

システム構築完了日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 業務内容

別添「A I カメラを用いた駐車場利用状況可視化業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(5) 提案上限額

3,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※提案上限額を超えた提案は受け付けない。

※提案上限額は仕様書の記載内容を実現するために必要な全ての経費とする。

(6) 業務委託料の支払方法

本業務完了後、一括払い

3 スケジュール

プロポーザル実施要領の公告	令和8年 9月18日（金）
質問の受付期限	令和8年 9月30日（水）17時まで
質問への回答期限	令和8年10月 7日（水）まで
参加申込関係書類の提出期限	令和8年10月15日（木）17時まで
提案書等の提出期限	令和8年10月22日（木）17時まで
優先交渉権者選定委員会の開催	令和8年11月 9日（月）～11月13日（金）のいずれか1日
優先交渉権者の選定結果通知	令和8年11月16日（月）～11月20日（金）のいずれか1日

※上記スケジュールは変更する場合がある。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす単独の法人又は複数の法人によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。コンソーシアムにより参加する場合は、代表となる法人（以下「代表構成員」という。）を定めるとともに、次に掲げる要件を全て満たす法人により構成されていることとする。

なお、本プロポーザルにおいて、コンソーシアムの構成員となった事業者は、単独で応募することができず、他の応募しているコンソーシアムの構成員となることもできない。

また、参加申込書受付期間終了後は、コンソーシアムの構成員の変更及び追加は原則として認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 本実施要領の公告の日から参加申込関係書類提出日までの間のいずれの日においても、呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止の措置又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 法人に呉市税及び国税（法人税、消費税及び地方消費税）の滞納がないこと。
- (5) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）に定める暴力団と関係する者でないこと。
- (6) 本業務に用いるナンバープレート認証システムについて、公告の日から起算して過去5年以内に、国内において実運用された実績を有すること。なお、コンソーシアムで参加する場合は、いずれかの構成員が当該実績を有していれば足りるものとする。

5 質問書の受付と回答

(1) 質問の受付

本実施要領及び仕様書の内容に質問がある場合は、質問書（様式第1号）により、令和8年9月30日（水）17時まで（必着）に、電子メールにて「11 本業務に関する問合せ窓口」に記載するE-mailアドレス宛に提出するとともに、送信確認の電話をすること。

なお、メールの標題は「質問書（業者名）A I カメラを用いた駐車場利用状況可視化業務」とすること。

(2) 質問書への回答

令和8年10月7日（水）までに、質問に対する回答を電子メールで送信し、本市のホームページにおいてもその内容を公開する。なお、質問者名等は公表しない。

質問及び回答の内容は、本実施要領及び仕様書の内容の修正又は追加とみなす。必要に応じて本実施要領及び仕様書の内容に追加して本市のホームページに公開するので必ず確認すること。

質問受付の期限を過ぎた後の質問は、原則として受け付けないが、本プロポーザルに対して重大な影響を与える可能性があるものについては、対応を検討する。

6 参加申込関係書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に示す参加申込関係書類一覧表のアからケまでを提出すること。ただし、本市の「令和7～令和10年度物品・業務委託等入札参加等有資格業者名簿」に登録されている者は当該一覧表のアからカまでを提出することとする。

(1) 参加申込関係書類一覧表

	書類名	様式等
ア	参加申込書兼誓約書	様式第2号 ※コンソーシアムの場合は構成する法人の中から代表となる法人を定め、その者が申し込むこと。
イ	コンソーシアム構成表 ※コンソーシアムで参加する場合のみ	様式第3号 代表構成員、各構成員、事業全体の体制や業務分担を明記すること。
ウ	会社概要	任意書式 会社名、住所、設立年月、代表者名、資本金、従業員数等を記載すること。会社のリーフレット等でも可とする。
エ	滞納がないことの証明書	〔国税〕国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3 (提出日前3か月以内に作成されたもの) (写し可)
オ	事業実績一覧表及び その添付書類	様式第4号 過去5年以内に国内で実運用されたナンバープレート認証システムの実運用実績を記載するとともに契約書及び仕様書の写しを添付すること。
カ	暴力団と関係する者でないことの誓約書兼同意書	様式第5号 ※コンソーシアムの場合は構成する各法人が記載し提出すること。
キ	登記事項証明書	提出日前3か月以内に作成されたもの。(写し可)
ク	印鑑証明書	提出日前3か月以内に作成されたもの。(写し可)
ケ	財務諸表	任意様式 貸借対照表及び損益計算書の写し(直前期1事業年度分)

※上記ウからケについて、コンソーシアムはコンソーシアムを構成する法人ごとに1部ずつ提出すること。

(2) 提出手続

提出期限 令和8年10月15日(木) 17時まで(必着)

提出先 「11 本業務に関する問合せ窓口」に記載する窓口

提出部数 正本1部

提出方法 持参又は郵送(送受履歴が追跡可能な方法に限る。)

持参による受付は、閉庁時を除く9時から17時までとし、電話連絡の上、持参すること。

なお、本市が参加資格要件を満たさないと判断した場合は、その旨を通知する。

(3) 参加辞退

参加申込関係書類の提出後に辞退する場合は、提案書の提出期限までに、必ず辞退届(任意様式)を書面で提出すること。

7 提案書等の提出

(1) 提出物

提出物は、次に示す提案書等一覧表のアからオまでとし、原則として日本産業規格A列4

番（以下「A4判」という。）の用紙を縦に使用した上で、横書きで2穴ファイル等に編冊して、1部は提案者名を記載した正本（同表のア～エ）、8部は提案者名（略称やロゴマーク等を含む）を記載していない副本（同表のイ～エ）として提出すること。

また、正本（同表のア～エ）と副本（同表のイ～エ）のデータをPDFファイルに変換し、CD-R又はDVD-R（同表のオ）にて提出すること。

＜提案書等一覧表＞

	提出物	様式等	正本	副本
ア	提案書送付書	様式第6号	○	
イ	提案書	任意書式（頁番号を付すこと） 「8 優先交渉権者の選定方法(1) 評価方法」に示す評価項目の順序、内容により漏れなく作成すること。この場合において、目次を作成し、参照先の頁番号を記載すること。 ※応募者が5者を超える場合は、令和8年10月28日（水）までに書類評価を行い、「8 優先交渉権者の選定方法(1) 評価方法」の方法により上位5者をプレゼンテーションに進める事業者とする。結果については、令和8年10月29日（木）17時までに応募事業者へ連絡を行う。	○	○
ウ	見積書	様式第7号	○	○
エ	算出根拠を記した資料	A4判（任意書式）	○	○
オ	電子データ（CD-R又はDVD-R）	正本と副本のデータをPDFファイルに変換したもの	○	

(2) 提出手続

提出期限 令和8年10月22日（木）17時まで（必着）

提出先 「11 本業務に関する問合せ窓口」に記載する窓口

提出方法 持参又は郵送（送受履歴が追跡可能な方法に限る。）

持参による受付は、閉庁時を除く9時から17時までとする。

なお、電話連絡の上、持参すること。

受付通知 提案書等の提出後、提案書等受付通知を送付する。

(3) 提出書類の変更、返却等

提出書類は、提出期限以降の差替え、追加、削除、訂正、再提出等は認めない。また、提出書類は提案者に返却しない。

8 優先交渉権者の選定方法

(1) 評価方法

提案書等の評価については、AIカメラを用いた駐車場利用状況可視化業務事業者選定委員会が次の評価項目に沿って提案書の内容及びプレゼンテーションにより評価を行う。

<評価項目一覧>

項番	評価項目	評価の視点	配点
1	本業務に対する基本的な考え方	・本業務目的及び業務内容を的確に把握・理解し、本市の方針に沿う提案内容となっているか。	5
2	本業務の推進に係るマネジメント能力	・本業務を円滑に遂行できる組織体制（経験を有する技術者の配置等を含む）及びスケジュールとなっており、適切なマネジメントが行われる内容となっているか。	10
3	駐車状況の把握及びデータ連携	・天候、時間帯、車両の種類を問わず、正しく入庫・出庫を判定できるか。 ・ナンバープレート等の取得した情報について、個人情報保護の処理が適切に行われるか。 ・本業務に用いるナンバープレート認証システムについて、運用実績（導入件数、運用期間、読み取り実績等）が具体的に示され、認識精度に関する客観的な根拠が示されているか。 ・県外ナンバー（地名）を正確に識別・集計できるか。 ・取得する入庫・出庫情報について、APIによりデータ連携ができる基盤である「データプラットフォームくれ」（以下「連携基盤」という。）にリアルタイムに近い形でデータ連携ができるか。 ・既存の入出庫システムと連携せず、本業務で設置する機器のみで駐車台数を把握できる構成が、具体的かつ実現性のある内容で示されているか。	30
4	駐車場の混雑状況や予測情報の可視化	・外部データを論理的に組み込んで、利便性向上につながる活用（混雑予測等）ができるか。 ・専門知識のない者が、直感的に判断できる内容か。 ・市民や来訪者がアクセスしやすい媒体を発信チャネルとして選択できているか。 ・渋滞緩和や周辺施設への送客など、具体的な課題解決に結びつくストーリーがあるか。 ・県外からの利用者の滞在時間データを、観光施策の効果測定に活用できる形で整理・可視化できているか。 ・連携基盤を通じた公開が可能か。	30
5	運用・保守業務	・機器（AIカメラ等）及びシステム全般の正常な稼働を維持するとともに、駐車場利用データの継続的な収集・蓄積及び可視化システムの運用ができる提案となっているか。 ・運用保守費用が安価となるよう工夫されているか。	10
6	持続可能性・発展性	・検証結果を活用した利便性向上に向けた今後の事業展開や発展が見込める提案となっているか。	5

7	独自提案	・仕様書に記載する業務内容に加え、本業務の効果的な推進に資する独自提案があるか。 ※将来的なチケットレスシステムへの移行等に関する提案も可能とする。	5
8	価格の妥当性（本業務の提案見積額）	・5点×（最低見積額※／提案見積額） 小数点第1位以下四捨五入 ※この募集で提案された各見積額のうち一番低いもの	5
合 計			100

(2) プレゼンテーション

提案書の提出を行った者（以下「提案者」という。）は、次に示すプレゼンテーションを行う。

実施場所 呉市役所本庁舎会議室（予定）

実施日時 令和8年11月9日（月）～11月13日（金）のいずれか1日

※場所及び時間は、別途通知する。

実施方法 提案者ごとに提案内容の説明（準備5分、発表15分、質疑15分）予定

そ の 他 ・提案書に記載のない新たな提案は認めない。

・本実施要領「8 優先交渉権者の選定方法(1) 評価方法」を踏まえた内容を説明すること。

・プレゼンテーションで使用する資料については提案書と併せて、提案書の提出期限までに提出し、必要な機器等は提案者が用意すること。

・プレゼンテーションに参加できる人数は、4名以内とすること。

・パソコンの持込み利用は可能とする。

・プロジェクター及びスクリーンは本市が準備する。

・Z o o mを用いたオンラインでの説明も可能とする。

(3) 優先交渉権者の選定

ア 選定委員が採点する各項目の評価点を合計した点数が1番高い提案者（1位）を優先交渉権者として選定し、2位の提案者を次点交渉権者とする。

イ 採点の結果、1位の提案者が複数あった場合は、同点の提案者の中から全選定委員の採点で高い順位を多く得た者から、優先交渉権者を決定する。なお、2位の提案者が複数あった場合は、同様の方式により、次点交渉権者を決定する。

ウ 評価点の合計が配点の合計の6割に満たない場合は失格とする。

(4) 選定結果の通知

令和8年11月16日（月）～11月20日（金）のいずれか1日に提案者へ文書で通知する。また、優先交渉権者については当該交渉権者の名称及び評価結果を、次点交渉権者については評価結果を本市のホームページに掲載する。

9 契約手続等

(1) 本市は、選定された優先交渉権者と協議し、必要に応じて提案内容の変更・修正を行い、協議が整い次第、本業務に係る随意契約を締結する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。

(2) 本市と優先交渉権者において本業務に係る随意契約を締結するための協議が整わなかった場合、又は優先交渉権者が辞退若しくは本実施要領の規定に違反した等の理由により本業務

を受託できなくなった場合は、次点交渉権者と再度協議を行う。

- (3) 優先交渉権者及び次点交渉権者として決定された場合であっても、虚偽等不誠実な記載が認められる場合又は重大な瑕疵（かし）等が判明した場合、決定を取り消すものとする。
- (4) コンソーシアムが優先交渉権者となった場合は、代表構成員が契約の主体となる。

10 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、提案者負担とする。
- (2) 提案者が1者のみであっても、プレゼンテーションを実施する。
- (3) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、本市が本プロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製をすることができるものとする。なお、業務の成果物に係る著作権については仕様書の定めによる。
- (4) 提出書類は、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となり、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを除き、請求・申出による公開を原則行う。
- (5) 本市は、提出された書類を本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (6) 提案者が、参加申込関係書類提出の日から優先交渉権者の決定日までに、次のいずれかに該当する場合は、その提案を無効とする。
 - ア 選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
 - イ 本実施要領に定める参加資格要件を満たさなくなった場合
- (7) 本実施要領に規定されていない事項で必要があるときは、呉市総務部行政改革デジタル推進第2課が、その対応を決定する。

11 本業務に関する問合せ窓口

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

呉市総務部行政改革デジタル推進第2課

電話番号 0823-25-3258

E-mail gyodigi-2@city.kure.lg.jp